

工事請負契約書、住宅売買契約書

①建物の税込み金額、②契約日、③申請者と相手方の押印が記載されていることを確認してください

工事請負契約書

1. 発注者 _____ 様
 2. 請負者 _____ 様

発注者と請負者は、本契約書、工事請負約況、見積書に基づいて工事請負契約を締結す。

3. 工事名 _____
 4. 工事場所 _____

5. 工期

着手	令和	年	月	日
完成日	令和	年	月	日
引渡日	令和	年	月	日

① 6. 納付金額

工事金額 (税込)	金	円
うち工事金額	金	円
うち消費税額	金	円

7. 支払方法

契約時	令和	年	月	日	金	円
中間時	令和	年	月	日	金	円
引渡時	令和	年	月	日	金	円

8. 契約条件

② ③

発注者 _____ 様
 住所 _____ 氏名 _____ 印

請負者 _____ 様
 住所 _____ 氏名 _____ 印

不動産売買契約書

売主〇〇〇〇 (以下、「甲」という。)と買主〇〇〇〇 (以下、「乙」という。)とは、別項物件目録の土地 (以下、「本件土地」という。)及び建物 (以下、「本件建物」という。)並びに本件土地及び本件建物を併せて、「本件不動産」という。)について、以下のとおり「本契約」という。)を締結する。

第1条 (売買契約)
 甲は、乙に対し、甲の所有する、本件不動産を総額金〇〇〇〇万円に売却する。なお、本件土地及び本件建物の価格は以下のとおりである。
 (1) 本件土地 金〇〇〇〇万円 (実測面積) ㎡あたり、金〇〇万円
 (2) 本件建物 金〇〇〇〇万円

①

第2条 (売買代金の支払方法)
 乙は、甲に対し、第1条の代金について、以下の方法で支払うものとする。
 1 本契約締結と同時に手付金として金〇〇万円を支払う。なお、本件不動産の引き渡しの際に、本売買代金に充当するものとする。
 2 残代金〇〇〇〇万円は、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。但し、振込手数料は乙の負担とする。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り 金 万円
 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り 金 万円
 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り 金 万円

第3条 (所有権移転および所有権移転登記)
 1 本件不動産の所有権は、乙が第2条2項の残代金を完済したのと同時に、同日、甲は乙に対し、本件不動産を引き渡すものとする。
 2 甲は、前項の本件不動産の引渡しの後、〇日以内に、本件不動産の所有権移転登記を完了するものとする。
 3 本件不動産の所有権移転登記に要する一切の費用は乙の負担とするが折半して負担する。

第4条 (虫災負担)
 1 本件土地の引渡し前に、甲又は乙の責めに帰することのできない事由により発生した虫災は、その負担は甲に帰する。
 2 本件建物の引渡し前に、甲又は乙の責めに帰することのできない事由により発生した虫災は、その負担は甲に帰する。
 3 前2項の場合において、乙が本契約を締結した目的が達せられない場合があることができる。
 4 乙が本契約を解除した場合は、甲は既に受領した手付金等を返すものとする。

第5条 (公租公課等)
 本件不動産についての公租公課その他の負担金は、本件不動産の所有権移転登記申請日の前日まで甲の負担とし、同申請日以降は乙の負担とする。

第6条 (契約の解除)
 1 甲又は乙が、本契約に定められた債務の履行を怠った場合は、その相手方は書面により、相当期間を定めて履行を催告した上、本契約を解除することができる。
 2 前条の場合においては、催告期間の請求をすることを妨げない。

第7条 (瑕疵担保責任)
 1 乙は、本件不動産に隠れた瑕疵があり、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。
 2 前項の場合において、契約の解除をすることができないときは、乙は損害賠償の請求のみをすることができる。
 3 前2項による解除又は損害賠償請求は、本件不動産の引渡し後、〇ヶ月を経過した時はできないものとする。

第8条 (合意管轄)
 甲及び乙は、本契約に關し、裁判上の紛争が生じた場合は、〇〇地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第9条 (協議事項)
 本契約に定めのない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に異議が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲) 住所 X県X市X町X番XXXXXX
 氏名 〇〇 〇〇 印

乙) 住所 X県X市X町X番XXXXXX
 氏名 〇〇 〇〇 印

② ③